

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月20日
【会社名】	株式会社DNAチップ研究所
【英訳名】	DNA Chip Research Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 的場 亮
【本店の所在の場所】	横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43
【電話番号】	045 - 500 - 5211
【事務連絡者氏名】	総務部 大塚 勉
【最寄りの連絡場所】	横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43
【電話番号】	045 - 500 - 5211
【事務連絡者氏名】	総務部 大塚 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 63,303,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 633,291,600円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	8,520個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	63,303,600円
発行価格	本新株予約権1個当たり7,430円(新株予約権の目的である株式1株当たり74.3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月8日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社DNAチップ研究所 総務部 横浜市鶴見区末広町一丁目1番地43
払込期日	平成26年12月8日(月)
割当日	平成26年12月8日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜中央支店

- (注) 1. 平成26年11月20日、取締役会決議に代わる書面決議により発行を決議しております。
2. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

##### (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は852,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。 本欄において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額が時価を常に下回るように修正される設計とすることにより、割当予定先が本新株予約権を行使することが期待できるため、行使価額の下限は設けていない。なお、当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意している。</p> <p>5. 割当株式数の上限 852,000株(発行済株式総数に対する割合は25.13%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 本欄第4項に記載のとおり行使価額に下限は設けていないため、資金調達額にも下限はない。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の全会一致により、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式852,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初669円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。</p>

## 2. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

本欄において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする

## 3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号にかかわらず、上記第(2)号に定める調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に定める修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p>
--	---

	(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金569,988,000円 (注) すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した金額である。行使価額が修正された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年12月9日から平成31年12月8日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求受付場所 株式会社DNAチップ研究所 総務部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜中央支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を全会一致で定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり金7,430円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当該取得日に残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

( ) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由

当社の課題である財務基盤を強化し、特に診断サービス事業分野における積極的かつ恒常的な投資を行い、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築の開発を加速化するため、当社の資本増強を行い、成長投資のための資金確保を行うことが重要であると考え、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。財務基盤の強化という目的、また、高齢化社会に向けた新しい診断システムのような成長する事業領域においての先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありました

が、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること、及び、本資本業務提携の相手先である株式会社エンプラス(以下「エンプラス社」といいます。)から事業成長のために一定の額を調達できることから、同社を割当予定先とする第三者割当による資金調達が最善であると判断いたしました。



また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。かかるスキームは、一度に大量の新株式を発行することを避けることができ、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

さらに、本新株予約権は、既存株主の皆様にとっての希薄化を可及的に抑制するため、最大交付株式数を852,000株に限定しております。また、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会の全会一致により、当社がエンプラス社より本新株予約権を取得することを可能としております。さらに、行使価額修正条項付であるため、当初行使価額を上回って株価が上昇した場合には資本調達額を増額することができ、また、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であってもエンプラス社が本新株予約権を行使することを期待することができます。なお、当社は、エンプラス社との間で、エンプラス社が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しておりますので、当社としては、本新株予約権が行使された場合における当社の株主の皆様への影響なども勘案しつつ、エンプラス社に対してかかる協議を求める意向です。その他下記(ii)に掲げるような特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権の内容が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,389,700株に対して50.15%(本新株式発行分:25.02%、本新株予約権行使分:25.13%)の希薄化が生じることとなりますが、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断しました。また、本新株式の発行による調達額567,312,000円、本新株予約権の発行による調達額63,303,600円及び本新株予約権の行使による調達額569,988,000円(本新株予約権が当初行使価額ですべて行使された場合)の割合については、診断サービス事業の加速、要素技術開発、海外展開及び設備投資に必要な資金を本新株式による調達とし、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に必要な資金を本新株予約権の発行及び行使による調達としております。なお、本新株予約権の行使による資金調達が当初計画通りにできない場合、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に係る支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

( ) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、852,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります)。この点、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)を用いた場合には、その発行条件及び行使条件は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないこととなります。本新株予約権は、かかるMSCBとの比較では、株価に対する直接的な影響が小さくなることが想定されます。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会の全会一致により、本新株予約権の本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、いつでも本新株予約権を上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載の取得条項に従って取得することが可能です。かかる取得条項を行使することによって、既存株主の皆様にとっての希薄化が抑制されます。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

行使価額修正条項

本新株予約権は、その行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日の終値がない場合には、その直前の終値)を基準として修正される仕組みとなっています。行使価額に上限及び下限を設けておりませんので、当社の株価の状況にかかわらず、常に行使時点の株価に応じた資金調達を期待することができる仕組みとなっています。具体的には、当初の行使価額を上回って株価が上昇した場合には、行使価額の上限も設けていないことから、株価の上昇に応じて資本調達額が増加することが期待できます。また、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、行使価額の下限を設けておらず、行使価額が時価を常に下回るように修正される設計となっていることから、割当予定先が本新株予約権を行使することが期待できます。なお、当社は、エンプラス社との間で、エンプラス社が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しておりますので、当社としては、本新株予約権が行使された場合における当社の株主の皆様への影響なども勘案しつつ、エンプラス社に対してかかる協議を求める意向です。

[デメリット]

当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達となされるため、本新株予約権の発行当初には、満額の資金調達を行うことができません。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達となされない可能性

新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によります。割当予定先が行使をせず全く資金調達となされない可能性があります。

株価低迷時に資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が当初行使価額を下回る状況では行使価額が下方修正されますが、行使価額の下限が設定されていないため、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が影響を受ける可能性

当社は、割当予定先であるエンブラス社が当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しており、エンブラス社は本資本業務提携の提携先であることから、同社が当社株式を保有するのは短期保有を目的とするものではないものと理解しておりますが、仮に同社が本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却した場合、当社株価がその影響を受ける可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、動向に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

- ( ) 割当予定先が本新株予約権を行使するにあつては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しております。
- ( ) 当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する旨を引受契約にて規定する予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- ( ) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- ( ) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- ( ) 本新株予約権の行使請求は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記( )に定める口座に入金された日に効力が発生する。

8. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

10. その他

- ( ) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- ( ) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法による本有価証券届出書に係る届出の効力発生を条件とする。
- ( ) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
633,291,600	8,000,000	625,291,600

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用、弁護士費用、独立委員会の組成費用、登記関連費用その他諸費用です。  
3. 調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額569,988,000円につきましては、本新株予約権が行使されない場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に係る支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。

### (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
診断サービス事業のメニュー充実	325	平成28年1月～平成30年3月
機器開発	200	平成28年1月～平成30年3月
海外展開の加速化	100	平成28年1月～平成30年3月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。  
2. 資金使途は以下の内容を予定しております。本新株予約権の払込金額による手取金については、上記に充てたいします。また、本新株予約権の行使による払込金額による手取金の資金使途の優先順位は、上記からの順を予定しております。本新株予約権の行使による資金調達が当初計画通りにできない場合、上記のないし、の支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。

#### 診断サービス事業のメニュー充実

当社は、「個別化医療・予防医療の実現」へ向けたRNAチェックの開発に注力しております。新株予約権の発行及び行使による調達額については、新たな診断サービス事業の立ち上げ及びそのコンテンツ充実のために投資し、これからの柱である診断サービス事業における研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

アルツハイマー病マーカー開発のための新規採用を含む人件費等に70百万円、骨疾患マーカー開発のための新規採用を含む人件費等に70百万円、チップ・試薬等の材料費に105百万円、一部のソフトウェアを外部委託する外注加工費に40百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として40百万円の支出を予定しております。

#### 機器開発

当社は、RNAチェック用チップ開発のため、次世代チップ関連技術の研究を行っております。特に診断機器の開発は重要であり、研究開発を加速させ成長の促進を図ります。

高機能診断用機器(健康モニタリングに向けた無痛針血液検査を含めた簡易バイオマーカー測定システム装置)の開発のための新規採用を含む人件費等に80百万円、チップ・試薬等の材料費に40百万円、一部の部材を外部委託する外注加工費に60百万円、その他広告費等営業販促活動の費用として20百万円の支出を予定しております。

#### 海外展開の加速化

新しいコンテンツの海外における臨床試験を行う等、本新株式の発行による調達額を利用して開始予定のRNAチェック事業の海外展開を拡大し、RNAチェック事業の海外展開の加速化を図ります。

海外臨床試験のための新規採用を含む人件費等に40百万円、チップ・試薬等の材料費に40百万円、市場調査・営業活動費・広告費等その他営業販促活動の費用として20百万円の支出を予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成26年11月20日の取締役会決議に代わる書面決議により、第三者割当による本新株予約権の発行（以下「本新株予約権第三者割当」といいます。）と並行して、以下の概要にて第三者割当による新株式の発行（以下「本株式第三者割当」といい、本新株予約権第三者割当と併せて「本第三者割当」と総称します。）を決議しております。

(第三者割当による新株式の発行)

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 848,000株
(2) 発行価額	1株につき 669円
(3) 発行価額の総額	567,312,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を切上げた額とする。）とする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成26年12月8日
(7) 払込期日	平成26年12月8日
(8) 割当予定先及び割当株数	株式会社エンプラス 848,000株

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社エンプラス
本店の所在地	埼玉県川口市並木二丁目30番1号
最近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第53期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第54期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） 平成26年8月8日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第54期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年11月10日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成11年4月の設立以来、一貫してDNAチップに関わる様々な研究開発を行ってまいりました。現在では、主に3つの事業、DNAチップを用いた受託サービス事業、DNAチップを用いた診断サービス事業及びDNAチップに関わる商品販売事業を手がけております。

当社が属しているライフサイエンス関連市場は、国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあり、また他業種からの参入も増加しており、市場における競争はさらに激化しております。こうした状況の下、当社は、安定した収益基盤の構築を図るべく、受託サービス事業における大口顧客の受注の確保に取り組んでまいりましたが、その受注を十分に確保できなかったことを主な要因として、平成18年3月期より、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。平成26年3月期におきましても、営業損失44百万円、経常損失44百万円、当期純損失45百万円、営業キャッシュ・フロー 34百万円を計上しております。その結果、当社は、次世代の成長のために必要となる積極的な投資についても、限定的にしか行うことができない状況が続いております。

かかる状況を打開するため、当社は、売上目標の確保とコスト管理の徹底を図るとともに、平成26年3月期からは、事業シナジーが得られる相手先との業務提携の可能性について模索してまいりました。また、当社は、受託サービス事業については、市場が病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社及び検査・診断会社等に限定されていること、競争が激化していることから、今後の売上げの伸びが緩やかになることが予測されるため、受託サービス事業と並ぶもう1つの柱である診断サービス事業を戦略的事業と位置づけ、これを育てる必要があると考えております。診断サービス事業に対しては、これまでも投資を行ってまいりましたが、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築に向けた開発を加速化するためには、当社の資本増強を行い、積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保を行うことが重要であると考え、資本提携についても並行して検討してまいりました。複数の候補先を検討する中で、当社は、両社の事業内容の補完性に注目し、共同事業についての協議を進めていたエンプラス社と、資本業務提携の具体的な協議を進めていくこととなりました。

エンプラス社は、主としてエンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造、加工並びに販売を主業としている専門メーカーです。高機能プラスチックを用いた高精度ギア、精密機構部品、レンズなどの製造を中心に実績と知見を有しており、また、平成12年からはエンジニアリングプラスチック精密加工技術をバイオ分野に応用し積極的に設備投資・研究開発を進めるなど、「バイオ関連事業」を今後主要となる事業の一つとして位置づけております。当社は、エンプラス社と資本業務提携の具体的な協議を進める中で、かかる事業内容・実績・知見に鑑み、エンプラス社との間で業務提携を行うことで、以下のシナジー効果を見込めることができると考えるに至りました。

まず、これまで当社が培ってきた業界ネットワーク、特に、病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などとのネットワークと、エンプラス社が有する分析機器業界のネットワークは相互に補完関係にあります。すなわち、当社は、エンプラス社が有する分析機器業界のネットワークを利用することによって、また、エンプラス社は、当社が有する病院、大学・政府等の公的研究機関、製薬会社、食品会社、化粧品会社及び検査・診断会社などとのネットワークを利用することによって、それぞれライフサイエンスの中でも新分野領域への進出や新規顧客の獲得が可能となると考えられます。

また、当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールの開発を行うことが可能となり、国内のみならず、グローバルでの販売展開を図ることができると考えられます。今後診断サービス事業を加速化させるうえで、低コストで高性能なサービスの提供は不可欠となります。当該サービスは、現在海外製チップを使用しているため、コスト高の傾向にあり、サービス価格も高価格の状況にあります。当社が有する遺伝子に関する技術・知見と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させ、より低コストで高性能な次世代チップ、より高精度な遺伝子解析技術及び診断ツールを開発し、これらを診断サービスメニューに応用し、より低コストで高性能なサービスを提供することで、当社の診断サービス事業は加速すると考えております。一方、エンプラス社におきましても、当社が有するDNA、RNAを中心とする遺伝子解析技術と、エンプラス社が有するエンジニアリングプラスチック精密加工技術を融合させることにより、先進的な分析を指向する分析機器メーカー、製薬会社へより高度な技術提案が可能となると考えられます。

さらに、当社は、エンプラス社が有する海外インフラのうち、同社の米国子会社については、当社との共同研究及びマーケティング拠点として、同社のアジア、ヨーロッパ子会社については、販売及びマーケティング拠点として活用することが可能となると考えております。エンプラス社の拠点を活用することにより、新規拠点開設等の初期コストを低減できるなどのメリットが生じるため、当社は、エンプラス社と共にグローバル展開を図ることができます。

一方で、資本提携については、エンプラス社より、当社の株価や既存株主の皆様の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として、本第三者割当の方法の提案を受けました。かかる提案について、複数回にわたり、慎重に協議及び検討してまいりましたが、当社としては、その内容が当社のニーズを満たしていると考えに至りました。また、エンプラス社の出資比率については、エンプラス社との間の連携を強化して上記シナジー効果を十分に享受し、また、成長投資への十分な原資を獲得するためには、エンプラス社による役員への派遣を前提として、エンプラス社が当社の関係会社となる程度まで出資を受けることが相当であると考えに至りました。

当社は、エンプラス社からの今回の資金調達によって次世代の成長に必要な積極的な投資を行うと同時に、エンプラス社と連携を深め、当社における素材技術を活かした開発やインフラ利用によって、早期に事業のグローバル化を行い、当社の競争力及び収益の向上につなげていきたいと考えております。

### (3) 割当てようとする株式の数

株式会社エンプラス 本新株予約権の目的である株式の総数 852,000株

### (4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先は当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しております。また、割当予定先は、本日、割当予定先が公表しております「株式会社DNAチップ研究所との資本業務提携に関するお知らせ」において、当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針である旨を公表しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を引受契約にて規定する予定です。

具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、引受契約により合意します。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、エンプラス社の直近の四半期報告書(平成26年11月10日提出)における四半期連結財務諸表に記載の総資産(53,820,067千円)、純資産(47,892,899千円)並びに現金及び預金(22,155,983千円)等の状況を確認した結果、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

エンプラス社は東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(平成26年6月30日)において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備しているとされていることを確認しています。当社は、当該記載に基づき、エンプラス社は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すため、新株予約権の発行価格の算定は、他社上場企業の第三者割当増資における価値算定実績をもとに選定した、当社との取引関係のない独立した外部の第三者機関である株式会社KPMG FAS(所在地:東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館、代表取締役:橋本正己、知野雅彦、大信田博之)(以下「KPMG」といいます。)に依頼いたしました。

同社は割当予定先の権利行使行動について経済合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成26年11月19日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、リスクフリーレート(0.13%)、ボラティリティ(65%)等について一定の前提を置いて、権利行使価額、権利行使期間(平成26年12月9日から平成31年12月8日まで)その他の発行条件(取得条項は評価に考慮しておりません。)の下、一般的な価格算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施した結果、新株予約権1個あたりの価値を7,430円と算定いたしました。具体的には、行使可能期間中は、新株予約権を行使した場合の行使価値と継続して保有した場合の継続保有価値を比較し、継続保有価値よりも行使価値が高いと判断された時には、評価モデル上の各ノードにおいて割当先は新株予約権を権利行使するという前提に基づいて評価を行っております。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるKPMGが評価額に影響を及ぼす可能性のある上記の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている二項モデルを用いて価値算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的であると考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金7,430円といたしました。また、本新株予約権の権利行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成26年11月19日)の当社普通株式の終値の90%相当額である669円といたしました。

なお、本新株予約権の権利行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均値748円に対する乖離率は10.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均値791円に対する乖離率は15.42%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均値802円に対する乖離率は16.59%となっております。

また、当社監査役3名(内社外監査役2名)全員から、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるKPMGが評価額に影響を及ぼす可能性のある上記の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている二項モデルを用いて価値算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的であると考えられ、発行価額も当該評価額の範囲内であることを判断の基礎としております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の目的とする株式の数を合計した数は、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,389,700株に対する希薄化の割合で50.15%、同日現在の当社の総議決権の数33,888個に対する希薄化の割合で50.17%に相当します。これにより既存株主の皆様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株当たりの純資産額が変動いたします。

しかしながら、前記「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、平成18年3月期より継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。今後早急に黒字化を図るためには、財務基盤を強化し、特に診断サービス事業における積極的かつ恒常的な投資を行い、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築に向けた開発を加速化するため、当社の資本増強を行い、成長投資のための資金確保を行うことが重要であり、そのためには、本第三者割当による自己資本の充実が必要不可欠であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値の向上をもたらす、ひいては株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模については、合理的な規模であると判断しております。

なお、当社は、エンプラス社が当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しており、エンプラス社が当社株式を保有するのは短期保有を目的とするものではないものと理解しておりますが、仮に同社が新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却した場合、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間(平成25年11月1日から平成26年10月31日まで)の1日あたりの平均出来高は17,748株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数852,000株を行使期間である5年間で行使売却とした場合の1日あたりの数量は約700株となり、上記1日あたりの出来高の約4%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

平成26年9月30日現在の当社の総株主の議決権数は33,888個であります。本株式第三者割当により増加する普通株式に係る議決権数は8,480個であり、また、本新株予約権第三者割当により発行される本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権数8,520個を合算した議決権の数は17,000個となることから、本第三者割当は、上記の当社の総株主の議決権数に対して50.17%の希薄化をもたらすこととなります。

希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
㈱エンプラス	埼玉県川口市並木二丁目30番1号			1,700,000	33.41
松原謙一	大阪府吹田市	70,000	2.07	70,000	1.38
森淳彦	兵庫県神戸市垂水区	70,000	2.07	70,000	1.38
井上伸一	東京都中央区	63,500	1.87	63,500	1.25
枝松七郎	兵庫県神戸市長田区	63,400	1.87	63,400	1.25
日本証券金融㈱	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	50,600	1.49	50,600	0.99
大塚榮子	北海道札幌市中央区	48,000	1.42	48,000	0.94
藤尾晋作	兵庫県三田市	47,900	1.41	47,900	0.94
㈱サン・クロレラ	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369	35,000	1.03	35,000	0.69
杉山次郎	岐阜県各務原市	32,300	0.95	32,300	0.63
加藤菊也	大阪府枚方市	32,000	0.94	32,000	0.63
計		512,700	15.13	2,212,700	43.48

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本株式第三者割当により発行される普通株式の数(848,000株)及び議決権数(8,480個)並びに本新株予約権第三者割当により発行される本新株予約権の行使により増加する予定の普通株式の数(852,000株)及び議決権数(8,520個)を加算し、作成しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社の課題である財務基盤を強化し、特に診断サービス事業分野における積極的かつ恒常的な投資を行い、これからの高齢化社会に向けた新しい診断システム構築の開発を加速化するため、当社の資本増強を行い、成長投資のための資金確保を行うことが重要であると考え、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。財務基盤の強化という目的、また、高齢化社会に向けた新しい診断システムのような成長する事業領域においての先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という選択肢もありましたが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること、及び、本資本業務提携の相手先であるエンプラス社から事業成長のために一定の額を調達できることから、同社を割当予定先とする第三者割当による資金調達が最善であると判断いたしました。

また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。かかるスキームは、一度に大量の新株式を発行することを避けることができ、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

さらに、本新株予約権は、既存株主の皆様にとっての希薄化を可及的に抑制するため、最大交付株式数を852,000株に限定しております。また、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会の全会一致により、当社がエンプラス社より本新株予約権を取得することを可能としております。さらに、行使価額修正条項付であるため、当初行使価額を上回って株価が上昇した場合には資本調達額を増額することができ、また、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であってもエンプラス社が本新株予約権を行使することを期待することができます。なお、当社は、エンプラス社との間で、エンプラス社が本新株予約権を行使するにあたっては、当社の資金ニーズ、行使時点における株価の状況等を勘案しつつ、事前に当社と行使時期及び行使数について協議する旨を書面で合意しておりますので、当社としては、本新株予約権が行使された場合における当社の株主の皆様への影響なども勘案しつつ、エンプラス社に対してかかる協議を求める意向です。そして、その他の特徴も踏まえ、当社は、本新株予約権の内容が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、平成26年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,389,700株に対して50.15%（本新株式発行分：25.02%、本新株予約権行使分：25.13%）の希薄化が生じることとなりますが、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断しました。また、本新株式の発行による調達額567,312,000円、本新株予約権の発行による調達額63,303,600円及び本新株予約権の行使による調達額569,988,000円（本新株予約権が当初行使価額ですべて行使された場合）の割合については、診断サービス事業の加速、要素技術開発、海外展開及び設備投資に必要な資金を本新株式による調達とし、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に必要な資金を本新株予約権の発行及び行使による調達としております。なお、本新株予約権の行使による資金調達が当初計画通りにできない場合、診断サービス事業のメニュー充実、機器開発及び海外展開の加速化に係る支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討すること等により対応する予定であります。以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで、当社は、独立役員である当社社外取締役1名(片山登喜男氏)、同じく独立役員である当社社外監査役1名(吉田春樹氏)に加え、当社と利害関係の無い弁護士である高橋明人氏(高橋・片山法律事務所)の3名により構成される委員会(以下「独立委員会」といいます。)を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当の目的及び理由(割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、独立委員会より、平成26年11月19日付で、大要以下の内容の意見書を受領いたしました。

## 1. 資金調達の必要性

当社は、激化する市場競争に直面する中、継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、その結果として、将来の成長に向けた積極的な投資を限定的にしか行うことができない状況にある。かかる状況を踏まえ、当社は診断サービス事業を戦略的事業と位置付け、受託サービス事業と並ぶ当社事業のもう一つの柱として成長させることを企図しており、そのためには、財務基盤の強化により、例えば診断サービス事業分野における新しい診断システム構築の開発を加速させる等、将来の成長に向けた積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保が重要かつ必要となっている。かかる資金調達の目的及び必要性は、具体的かつ合理的なものであるとすることができる。また、本第三者割当により調達される資金の使途は、本新株式と本新株予約権それぞれの資金調達のタイミング等について当社が考える今後の事業展開に即したものとなっており、相当性を有するものと考えられる。

## 2. 資金調達方法の相当性

当社において継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきている状況の下、当社の財務基盤の強化のために、また戦略的事業と位置付けられた診断サービス事業の成長及び拡充等に向けた投資資金を確保するために、迅速かつ確実に一定額の資金を調達する方法として第三者割当による募集を資金調達の方法として選択することには合理性及び相当性が認められる。特に、今般の割当先が業務提携の相手方となるエンプラス社であることは、当社の今後の事業展開についての考えをエンプラス社とも共有した上で必要な資金を調達することが可能であると言え、今般の資金調達の目的及び必要性の一つである将来の成長に向けた積極的かつ恒常的な投資を可能とするための資金確保という点にも資するものと考えられる。

本新株式と本新株予約権との組み合わせによる発行については、希薄化の急激な進行の回避、さらには本新株予約権の条件の一つである取得条項を通じた希薄化の抑制など、新株予約権の特徴により可能となる利点なども考え合わせると、合理性及び相当性が認められる。なお、本第三者割当が実施される結果、当社株式についてはいわゆる希薄化が一定の規模で生じることとなるが、本第三者割当が当社において継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきている中で実施されるものであること、その一方で本第三者割当による資金調達が当社の財務基盤の安定、また将来の事業拡充、発展に向けた投資資金の確保に向けられた積極的なものであることを踏まえると、当該希薄化は依然許容される範囲内にとどまるものと考えられる。

当社の事業は一般的に研究及び開発の部分に重点が置かれるべき状況にあるところ、当社の今後の事業の拡充及び発展に向けては、割当先における当社事業への十分な理解、また中長期的な観点からの当社業績等の把握が必須であると考えられる。エンプラス社は今般の業務提携先であり、また、本第三者割当を通じて取得することとなる当社株式を、中長期において保有する方針であるとのこと等の事情から、エンプラス社を本第三者割当の割当先に選定することについては相当性が認められる。

### 3. 発行条件の相当性

本新株式の発行価額は当社取締役会決議日の直前営業日である平成26年11月19日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値（743円）に対して、9.96%の割合でのディスカウントが行われたものであるが、当社においては継続的な営業損失の発生、また営業キャッシュ・フローのマイナスを計上してきており、そのような状況の下での資金調達であることからすれば、割当先（エンプラス社）との間で発行価額を含む発行条件について一定程度の交渉が行われることは、特段不合理なものではなく、本第三者割当による資金調達が当社の財務基盤の安定、また将来の事業拡充、発展に向けた投資資金の確保に資すると考えられることとの比較においては、上記ディスカウント率は相応の範囲内の条件交渉の結果であると考えられる。また、日本証券業協会の策定した「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に照らしても、合理性及び相当性が認められるものと考えられる。

本新株予約権の発行価額の決定について、独立した外部の第三者機関である株式会社KPMG FASから当社が取得した新株予約権価値評価分析報告において、前提とされた事実関係について重大な誤りはないものと考えられること、また当該前提に基づく価値算定の内容は一般的な手法によるものと言えること、その他当該価値算定について特段不合理と考えられる点も見受けられないことなどから、当該新株予約権価値評価分析報告を参考にして、本新株予約権の発行価額を7,430円として取締役会決議を行うことには相当性が認められるものと考えられる。

なお、本新株予約権には、その条件として最大交付株式数が限定され、また取得条項及び行使価額修正条項（上限及び下限のいずれも設定されない）が付されているが、これらの条件は、本新株予約権の発行に伴い生じる可能性のある当社株式の希薄化をコントロールあるいは調整するもの、また本新株予約権を通じた資金調達が円滑かつ確実に行われるようにすることを企図したのものと考えられ、いずれも合理的な内容のものであると考えられる。また、本新株予約権について考えられるデメリットについても、今般本第三者割当が業務提携の相手方であるエンプラス社を割当予定先として実施されるものであることからすると、当該業務提携を通じ貴社において一定程度コントロールすることも可能であると考えられる。

### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成26年11月20日）までの間において新たな事業等のリスクは生じておりません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もございません。

### 2. 臨時報告書の提出について

[平成26年6月27日提出の臨時報告書]

#### 1 提出理由

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

##### (2) 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

的場亮氏、リム・チュンレン氏、田村卓郎氏、及び片山登喜男氏を取締役に選任するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役4名選任の件					
的場 亮	12,697	259	0	(注)	可決 97.97
リム・チュンレン	12,693	263	0		可決 97.94
田村 卓郎	12,685	271	0		可決 97.88
片山 登喜男	12,672	284	0		可決 97.78

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半期)	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日	平成26年11月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

株式会社DNAチップ研究所  
取締役会 御中

### 清友監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後	藤	員	久
指定社員 業務執行社員	公認会計士	和	田		司

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社DNAチップ研究所の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社DNAチップ研究所が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月6日

株式会社DNAチップ研究所  
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後 藤 員 久

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和 田 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DNAチップ研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DNAチップ研究所の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。